

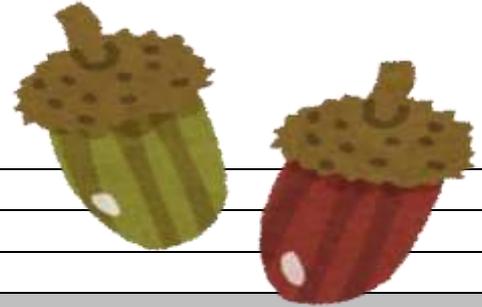
座間小だより

第11号

令和4年10月27日
座間市立座間小学校
校長 小宮 美紀

朝晩の冷え込みが増し、秋が深まる季節となりました。若あゆの田んぼでは、米作りの協力者の指導の下、5年生の稲刈りが行われ、学校園では、2年生のさつまいも堀りが行われる予定で、座間小学校は、まさに収穫の秋を迎えています。

今月は、運動会、個人面談、6年生の修学旅行が予定されております。保護者の皆様におかれましては、引き続き本校の教育活動に御理解・御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



11月の行事予定

日	曜	行 事 予 定
1	火	
2	水	5年キャンプ説明会 15:00体育館
3	木	文化の日
4	金	なかよし交流会（特別支援学級）ICT支援員勤務日
5	土	
6	日	
7	月	防犯ブザー点検 運動会係打合せ（6年生と児童会、放送係、決勝係、出発係の5年生は15:35下校）
8	火	学年朝会（4年・児童会説明会）SC相談日
9	水	ざまっ子教室（3年）
10	木	ロングタイム昼休み ひまわり号 ICT支援員勤務日
11	金	運動会前日準備 13:10下校 （6年生と児童会、放送係、決勝係、出発係の5年生は15:30下校）
12	土	第127回 運動会
13	日	
14	月	振替休業
15	火	学年朝会（5年・児童会説明会）
16	水	秋の歯科検診 ざまっ子教室（2年）
17	木	個人面談① 短縮5校時 14:15下校 クロームブック持ち帰り（22日まで）
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	委員会活動⑥
22	火	個人面談② 短縮5校時 14:15下校 ICT支援員勤務日 SC相談日▼
23	水	勤労感謝の日
24	木	ロングタイム昼休み
25	金	個人面談③ 短縮5校時 14:15下校
26	土	
27	日	
28	月	クラブ活動⑥
29	火	個人面談④ 短縮5校時 14:15下校 SC相談日
30	水	個人面談⑤ 短縮5校時 14:15下校

※ 状況によっては、今後変更することがあります。

※SCとはスクールカウンセラーのことです。

運動会の参観について

前号でお知らせした通り、感染症対策のため保護者の来校人数は、**1家庭につき保護者1名のみ**でお願いいたします。昨日、各家庭に1枚ずつ「来校許可証」を配付しました。当日は、名札ケースの中に「**運動会来校許可証**」を入れて来校してください。許可証のない方の入場はできません。（未就学児を連れての来校は構いませんが、事前の健康管理や消毒に御協力ください。）

また、**シートやテントだけでなく、椅子の設置もお控えください。**（設置してある場合は撤去させていただきます。）

新型コロナウイルス感染症対策について

今後も引き続き、毎朝必ず児童の検温・健康観察を実施していただき、**37.5℃以上の発熱、または発熱がなくてものどの痛みや咳などの風邪の症状がみられる場合や体調が悪い場合は、登校をお控えいただきますよう、御理解・御協力をよろしくお願ひします。**

同居の御家族に症状があっても、本人に症状がなければ、登校して構いません。ただし、同居家族の方がPCR検査を受検された等、同居の御家族の感染が心配な場合には、引き続き児童が元気であっても登校をお控えいただきますよう併せてお願ひします。

以上のような場合や、御家族が体調不良のため心配で休ませる場合につきましては、「出席停止」となり、欠席にはなりません。

給食費の返金について

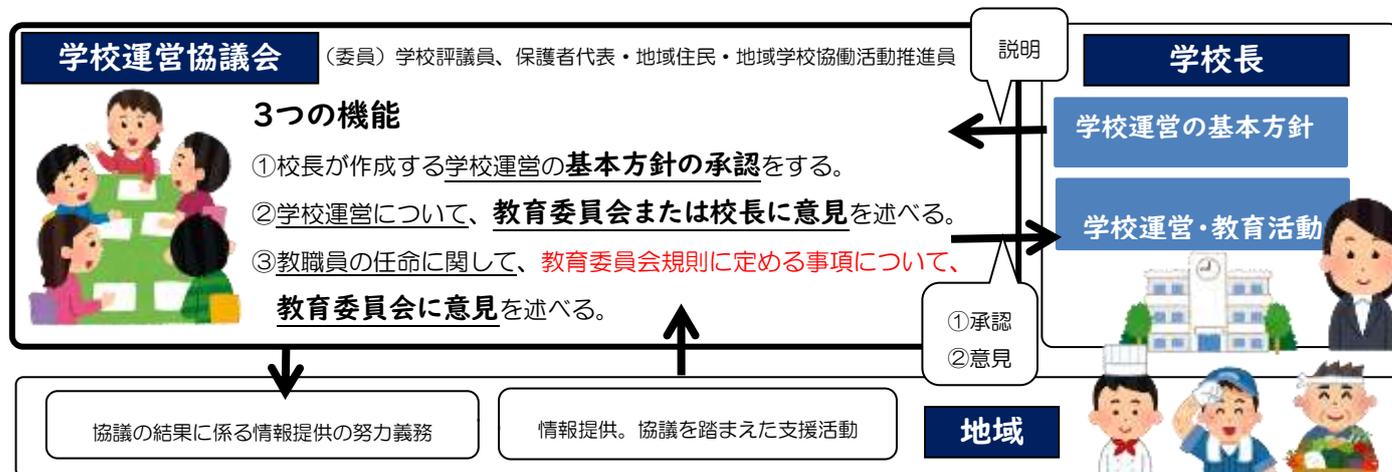
給食費の返金については、保護者からのお申し出により行う形となります。
なお、給食費の取り扱いについては、次の通りとなります。

長期欠席の場合	連続7日（給食日数）以上で、 <u>事前に保護者から給食停止の申し出があった場合</u> 、減らすことができた日数分の、主食代+牛乳代（110円）を返金する。
1ヶ月を超える長期欠席の場合	① 前月の15日までに停止の申し出があった場合は、4500円×月分の返金をする。 ② 前月の15日以降に停止の申し出があった場合は、110円（主食+牛乳代）×回数分の返金をする。
学級閉鎖の場合	学級閉鎖が決定し、業者への変更連絡完了の第4日目から、主食+牛乳代=110円を現金で返金する。
突然の風水害による休校	返金しない。（行事の延期日や学級閉鎖と重なった場合でも「返金せず」を大原則とする。）
その他	教育課程内における学校行事（キャンプ・修学旅行・遠足）及び校外学習のための返金を行わない。但し、荒天等により学校行事及び校外学習を延期した場合の返金を行う。（273円×延期回数分）



コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



本校では、これまでに2回の学校運営協議会が行われましたので御報告します。

第1回学校運営協議会 4月27日（水）

参加者：委員、校長、教頭、総括教諭

内容：・委員の任命

- ・学校運営協議会委員の役割、規則等の説明
- ・学校運営の基本方針等説明と協議・承認
- ・今年度の年間活動計画

「学校運営協議会」の仕組みや役割について確認しました。また、令和4年度の学校運営方針について改めて説明し、学校が課題と感じていることや目指す児童像について、学校と地域とで共有をしました。

第2回学校運営協議会 9月20日（火）

参加者：委員、校長、教頭、総括教諭

内容：

【熟議】「座間小学校児童の実態と育てたい児童像について」

地域が課題と感じていることや目指す児童像について、学校と委員とで共有しました。子供たちの登下校、放課後の様子について教えていただく中で、自然と、どんな協働活動ができるのかという案も共有できました。

今後は、更に熟議を重ね、1月に行われる学校評価も参考にして、学校の運営とそのために必要な支援について協議を進めていきます。